

令和7年度 第10回 浜松市中央区協議会西地域分科会

日時：令和8年1月7日（水）
午後1時30分～3時（予定）
会場：西行政センター 3階 大会議室

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議事

- (1) 【協議事項第14号】浜松市中心市街地活性化ビジョン（案）のパブリック・コメントの実施について ☞ 資料1 (P. 1)
- (2) 【協議事項第15号】追加分のパブリック・コメント（パブコメ）の取扱いについて ☞ 資料2 (P. 35)
- (3) 【協議事項第16号】西地域分科会委員推薦案について

5 地域課題の意見交換

- (1) 道路沿いの雑草対応について ☞ 資料3 (P. 43) 資料4 (P. 45)
資料5 (P. 47)
【令和7年度 地域課題（まとめ）】 P.5

6 閉会

次回の開催について

令和8年2月4日（水）午後1時30分～ 西行政センター 3階 大会議室

浜松市中心市街地活性化ビジョン(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市中心市街地活性化ビジョン(案)」とは

中心市街地活性化に向けて、中心市街地のミッション(使命・存在意義)、ビジョン(目標・理想像)、バリュー(価値観・行動指針)を整理し、10年後、20年後を見据えた中長期的な目標を「目指す将来像」として示すものです。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和7年12月19日(金)～令和8年1月19日(月)

3. 案の公表先

産業部産業振興課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター(中央区中央一丁目)、パブコメPRコーナー(市役所本館1階ロビー)にて配布

浜松市ホームページ(<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>)に掲載

【トップページ→ご意見・お問い合わせ→パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

(意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。)

①直接持参	産業部産業振興課(市役所本館6階) まで書面で提出
②郵便【はがき、封書】 (最終日の消印有効)	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 産業振興課あて
③電子メール	shougyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④FAX	053-457-2283(産業振興課)

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和8年3月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

産業部産業振興課(TEL 053-457-2285)

下記の資料をご覧のうえ、ご意見をお寄せください

- パブリック・コメント実施案件の概要
- 意見提出様式（参考）
- 浜松市中心市街地活性化ビジョン（案）

●浜松市中心市街地活性化ビジョン（案）資料編

1	中心市街地活性化ビジョン策定の背景	……	P 1
2	中心市街地活性化ビジョンの位置づけ	……	P 1～P 2
3	計画期間	……	P 3
4	協議体制	……	P 3
5	現状と課題	……	P 4～P 5
6	中心市街地目指す姿・将来像	……	P 6～P 13
7	ビジョンの実現に向けて	……	P 14
8	用語解説	……	P 14～P 15

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市中心市街地活性化ビジョン（案）
趣旨・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地の活性化に向けては、官民が連携し、同じ目標に向かって取り組みを進めることが重要です。 ・ こうしたことから、中心市街地活性化に向けた将来像を目標として示す中・長期的なビジョンを策定し、市民の皆さまとも共有するとともに将来像の実現に向けて、関係団体や関係機関が一体となって取り組むものです。
策定に至った背景・経緯	<ul style="list-style-type: none"> ・ これまで中心市街地活性化に向けて、1999年に第1期計画、2015年に第2期計画を策定し、その後は本市独自の「中心市街地活性化の方針」に基づいて取り組みを進めてきました。 ・ 令和5年度に「まちなか賑わい創出実現方策調査検討事業」を実施するなかで、市民アンケートやまちなか関係者へのヒアリング等において、ビジョン策定を求める声が多くありました。 ・ 令和8年3月末の認定を目指した中心市街地活性化基本計画を策定とともに、10年、20年後の中長期的なビジョンを策定し、市民と共有して取り組む必要があることから同時にビジョン策定をすることに至りました。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化に向けて、中心市街地のミッション（使命・存在意義）、ビジョン（目標・理想像）、バリュー（価値観・行動指針）を整理し、10年後、20年後を見据えた中長期的な目標を「目指す将来像」として示しました。
案のポイント	<ul style="list-style-type: none"> ・ 骨子となるMVV（ミッション 使命・存在意義）、ビジョン 目標・理想像、バリュー 価値観・行動指針）を定め、平易な文章とイラストで構成しました。 <p>【ミッション】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 未来へ紡ぐ“CREATIVE HUB” <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地の使命・存在意義を「創造の中心地＝Creative Hub」と定義しました。 <p>【ビジョン】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 歴史、文化、未来に触れ、豊かさを実感する世界水準のまち <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地の理想の将来像を市民が誇りを持てるより良い未来として描きました。 <p>【バリュー】</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 世界を魅了する。創造は無限大。 ■ 成長を止めない。未来を現実に。

	<ul style="list-style-type: none"> ■心豊かな暮らしへ。浜松愛をもっと。 ■共に挑む。時代の先へ。 <ul style="list-style-type: none"> ・「価値を創る・価値を継ぐ」、「ひと・まち」の二つの軸で、中心市街地活性化に向けた価値観・行動指針を示しました。
関係法令・ 上位計画など	浜松市総合計画 基本計画
計画・条例等の 策定スケジュール (予定)	<p>令和7年12月～令和8年1月 案の公表・意見募集</p> <p>令和8年3月 案の修正、市の考え方の作成</p> <p>令和8年3月 意見募集結果および市の考え方を公表</p> <p>令和8年3月 最終案報告</p> <p>令和8年4月 施行</p>

パブリック・コメント意見提出様式

～あなたのご意見をお待ちしています～

※ご住所 (所在地)	
※お名前 (法人名・団体名)	
電話番号	
案の名称	浜松市中心市街地活性化ビジョン(案)
意見募集期間	令和7年12月19日(金)～令和8年1月19日(月)
意見欄	

- ・ ※ご住所およびお名前が未記入のご意見には、実施機関の考え方は示しません。
- ・ 個人情報は、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。
- ・ この様式は参考です。任意の様式でも提出していただくことができますが、その場合でも、上記と同様の内容について記入をお願いします。
- ・ この様式は、市ホームページからもダウンロードできます。

【提出先】 産業部産業振興課あて
住所 : 〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2
FAX : 053-457-2283
E-mail : shougyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

～どうやって意見を書いたらいいの？～

「もっとこうしたらどうか」「もっとこうしてほしい」など、計画や条例の案を見て思ったこと、感じたことを箇条書きや文章にまとめてください。

どうやって書いたらいいかわからない場合には、以下の書き方例を参考にしてみてください。

<書き方例>

- ページにある「〇〇〇〇」という言葉は分かりにくいので、「□□□□」に変えてはどうでしょうか。
- ページの「△△△△」については、「■■■■」という内容を追加したほうがよい。その理由は……だからである。
- ページに書いてある目標件数ですが、「〇〇件」では少ないので、「□□件」にすべきだと思う。
- ページの「△△△△」という文章は具体的にどういう意味なのか。また、専門用語が多く使われているので、計画の中に用語解説をつけるべき。

出世大名
家康くん



©浜松市

皆さんからの
ご意見を
お待ちしております
おるのじゃ！



**多様な人の交流と、それによるイノベーションにより
地域経済の成長を支える「Glocal Creative City」の中心地**

浜松市は、挑戦を恐れず、開かれた心で新たな価値を生み出してきたまち。

グローバル企業を輩出してきたその原動力は、

人と人が出会い、つながり、育ち合う中心市街地にあります。

いま、価値観やライフスタイル、社会が大きく変化する中で、

中心市街地に求められる役割も多様化しています。

私たちは、過去から現在へ受け継がれてきた中心市街地の普遍的な価値と存在意義を見つめ直し、さらなる飛躍を遂げるため、未来へと紡いでいくビジョンを描きます。

浜松市の中心市街地から、未来への挑戦が、また始まる。

計画期間：2026年4月～2044年3月

歴史、文化、未来に触れ、 豊かさを実感する 世界水準のまち

市民の暮らしを支える都市機能が充実し、国内外からの来訪者が歴史、文化、技術など浜松市特有の魅力に触れ、豊かさを感じることができる質の高い環境が整備されていく。

中心市街地が結び目となり、創造都市・浜松を舞台とした世界の多様な人々や企業が変わることにより生み出されるアイデアや挑戦が新しい価値を創造し、地域経済の成長を実現する。

市民が誇りを持てるより良い未来を描きます。



世界を魅了する。 創造は無限大。

浜松市の中心市街地は、文化や芸術が日常に溶け込み、個性豊かな人々が集い、互いに刺激し合いながら新しい価値を生み出す場所です。多様な企業や人材が活躍し、国際的な視点を持った暮らしや働き方が広がるこのまちでは、歴史や伝統、クリエイティブな活動が魅力となって人々を惹きつけます。まちなかから浜松の輝きが世界へと広がっていきます。



Point
01

創造都市・浜松を象徴する文化芸術活動や市民活動が盛んなまち

Point
02

グローバル企業や人材が惹かれ、集まる、
世界水準の暮らしや働き方を実現するまち

Point
03

歴史、文化、クリエイティブな人材や活動など
都市の魅力を世界に発信するまち





VALUE — 価値観・行動指針 —

成長を止めない。 未来を現実に。

浜松市の中心市街地は、民間と公共が連動し、次々と新しい価値が生まれる舞台です。活発な投資とインフラ整備が、エリア全体の可能性を引き出し、駅の南北がつながることで、まち全体がひとつの大きな魅力となって広がります。まちなかでは、挑戦と成長が止まることなく、描いた未来が着実に現実となっていきます。



Point

01

活発な民間投資によるエリアリノベーションにより
新たな価値が創出されるまち

Point

02

民間投資を誘発する公共投資やインフラ整備が活発なまち

Point

03

駅の南北が共存し、互いの魅力を補完する回遊性の高いまち

心豊かな暮らしへ。 浜松愛をもっと。

浜松市の中心市街地では、新しいお店と歴史ある老舗が肩を並べ、日々の暮らしに彩りを添えています。多彩なサービスや人との出会いが新鮮な発見と心地よさをもたらし、誰もが自分らしく過ごせる場所です。まちなかで過ごすうちに、浜松への愛着と誇りが自然と育まれていきます。



Point
01

魅力的な店舗やサービスが市民のWell-beingを支える健康で文化的なまち

Point
02

暮らし、働き、学び、楽しむ、全ての人々が豊かさを実感する便利で快適なまち

Point
03

浜松の魅力が詰まったシビックプライドを満たすまち

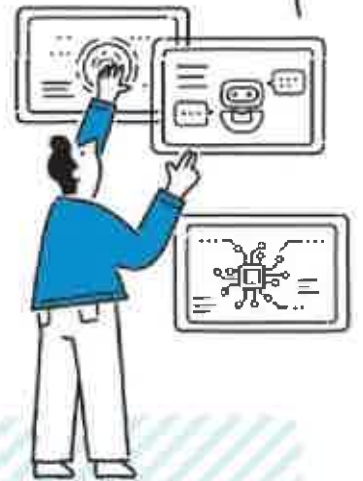




VALUE — 価値観・行動指針 —

共に挑む。 時代の先へ。

浜松市の中心市街地は、挑戦する人や団体が集い、まちの未来を切り拓くエネルギーに満ちた場所です。企業や市民の新たなチャレンジが次々と生まれ、先端技術や先進的な取り組みが都市の成長と共に歩みを進めています。日本初、世界初を目指す果敢な精神が息づき、まちなかから時代の一步先を行くまちづくりが動き出していきます。



Point

01

まちづくりを担う人材やエリアマネジメント団体が活躍するまち

Point

02

企業や市民のチャレンジを応援し、
先端技術や先進的な活動を都市の発展につなげるまち

Point

03

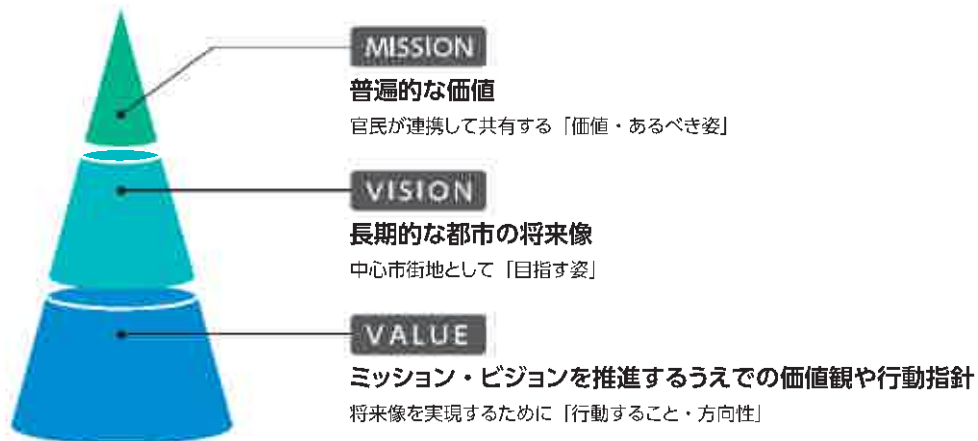
日本初、世界初へ果敢に挑戦する文化が根付くまち

MISSION・VISION・VALUEの構成

中心市街地の未来を描くために、MISSION・VISION・VALUEという3つの視点で整理を行いました。

「MISSION」では、このまちが果たすべき使命と存在意義を明確にし、
「VISION」では、目指すべき理想の将来像を描きました。
「VALUE」では、大切にしたい価値観・行動指針を定義しています。

この3つの指針が交わることで、中心市街地は、時代の変化にしなやかに応えながら、未来へと歩み続けます。

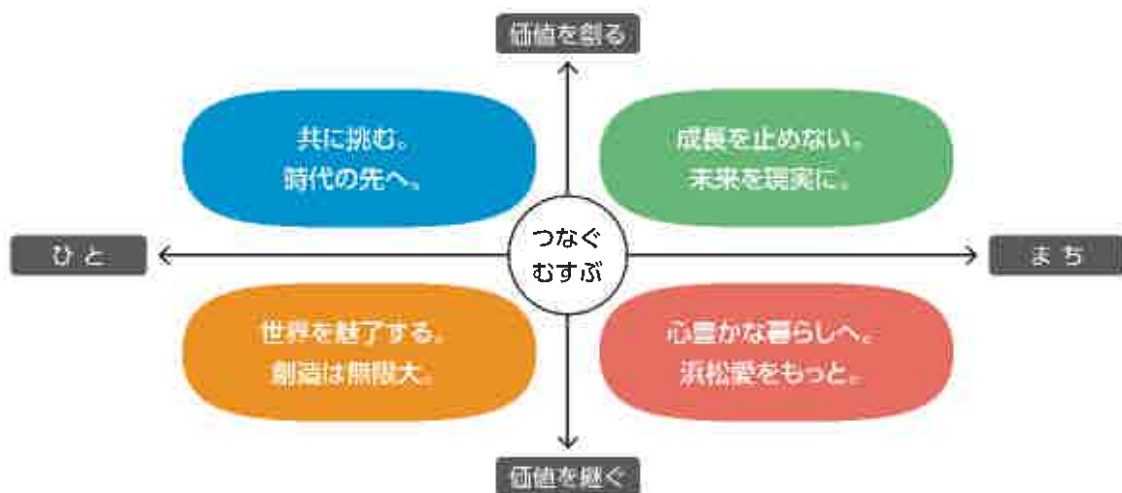


VALUEの構成について

VALUEは、「価値を創る・価値を継ぐ」、「ひと・まち」という二つの軸で描きました。

ひとつは、今あるものに新たな発想や技術を重ね、未来へと新しい価値を生み出す「価値を創る」と、受け継がれてきた伝統や文化、知恵を守り、次世代へとつなぐ「価値を継ぐ」という軸。
もうひとつは、中心市街地で活躍する「ひと」という主体と、その舞台となる「まち」という環境。

この二つの視点が交わることで、中心市街地に新たな価値が生まれ、未来へと受け継がれていきます。



浜松市中心市街地活性化ビジョン (資料編)

目次

1	浜松市中心市街地活性化ビジョン策定の背景	1
(1)	主旨	1
(2)	策定に至った背景・経緯	1
2	本ビジョンの位置づけ	1
(1)	策定の流れ	1
(2)	中心市街地活性化ビジョンの概要	2
(3)	策定の意義	2
3	計画期間	3
4	協議体制	3
5	現状と課題	4
6	中心市街地の目指す姿・将来像	6
	Mission(ミッション):使命・存在意義	8
	Vision(ビジョン):理想の将来像	8
	Value(バリュー):価値観・行動指針	9
7	ビジョンの実現に向けて	14
8	用語解説	14

1 浜松市中心市街地活性化ビジョン策定の背景

(1) 主旨

- 中心市街地の活性化に向けては、市民の皆さまをはじめ官民の様々な関係者が連携し、同じ目標に向かって、ともに取り組みを進めることが重要です。
- 本ビジョンは、中心市街地活性化に向けた将来像を目標として示し、市民の皆さまとも共有するとともに、その実現に向けて、企業、関係団体、関係機関が一体となって中長期的に取り組むための方針等を示すものです。

(2) 策定に至った背景・経緯

- これまで中心市街地活性化に向けて、中心市街地活性化基本計画を、第1期計画(1999年)から第2期計画(2015年)まで策定し、その後は本市独自の「中心市街地活性化の方針」を策定し、取り組みを進めてきました。
- そのような中、令和5年度に「まちなか賑わい創出実現方策調査検討事業」を実施する中で、市民アンケート調査やまちなか関係者へのヒアリング調査等において、中心市街地活性化に向けて拠り所となる将来像策定を求める声が多くありました。
- そこで、令和8年3月末の認定を目指した中心市街地活性化基本計画を新たに策定するとともに、10~20年後を見据えた中長期的なビジョンのもと、市民の皆さまをはじめ官民が連携して取り組みを進める必要があることから、本ビジョンの策定に至ったものです。

2 本ビジョンの位置づけ

(1) 策定の流れ

まちなか賑わい創出実現
方策調査検討事業(R5)

まちなかにぎわい創出
ワークショップ(R6)

中心市街地活性化基本計
画及び中心市街地活性化
ビジョンの策定(R6~R7)

- ✓ 統計データ、市民アンケート調査、にぎわい創出ワークショップ等により、中心市街地の課題や目指すべき方向性を整理。
- ✓ 前年度の枠組みを活かし、まち歩きなどの実証や意見交換・ディスカッションを重ね、チームごとに活性化に向けた課題整理と実行計画を作成・発表会を実施。
- ✓ 市民アンケート調査、タウンミーティング、学生・自治体ヒアリング調査、統計データなど、多角的な視点から中心市街地活性化に向けた課題を整理するとともに、浜松まちなかにぎわい協議会を中心とした意見交換・ディスカッションを踏まえ、中心市街地活性化基本計画及び中心市街地活性化ビジョンを策定。

(2) 中心市街地活性化ビジョンの概要

- MVV（ミッション・ビジョン・バリュー）を骨子とし、平易な文章とイラストで構成します。

➤ ミッション (Mission)	: 中心市街地の使命・存在意義 (価値・あるべき姿)
➤ ビジョン (Vision)	: 目標、理想の将来像 (目指す姿)
➤ バリュー (Values)	: 上記を推進するための価値観、行動指針



- これらを明文化することで、行政、市民、民間団体との共通認識をつくり、官民一体となり中心市街地活性化に向けた取組を実施していきます。

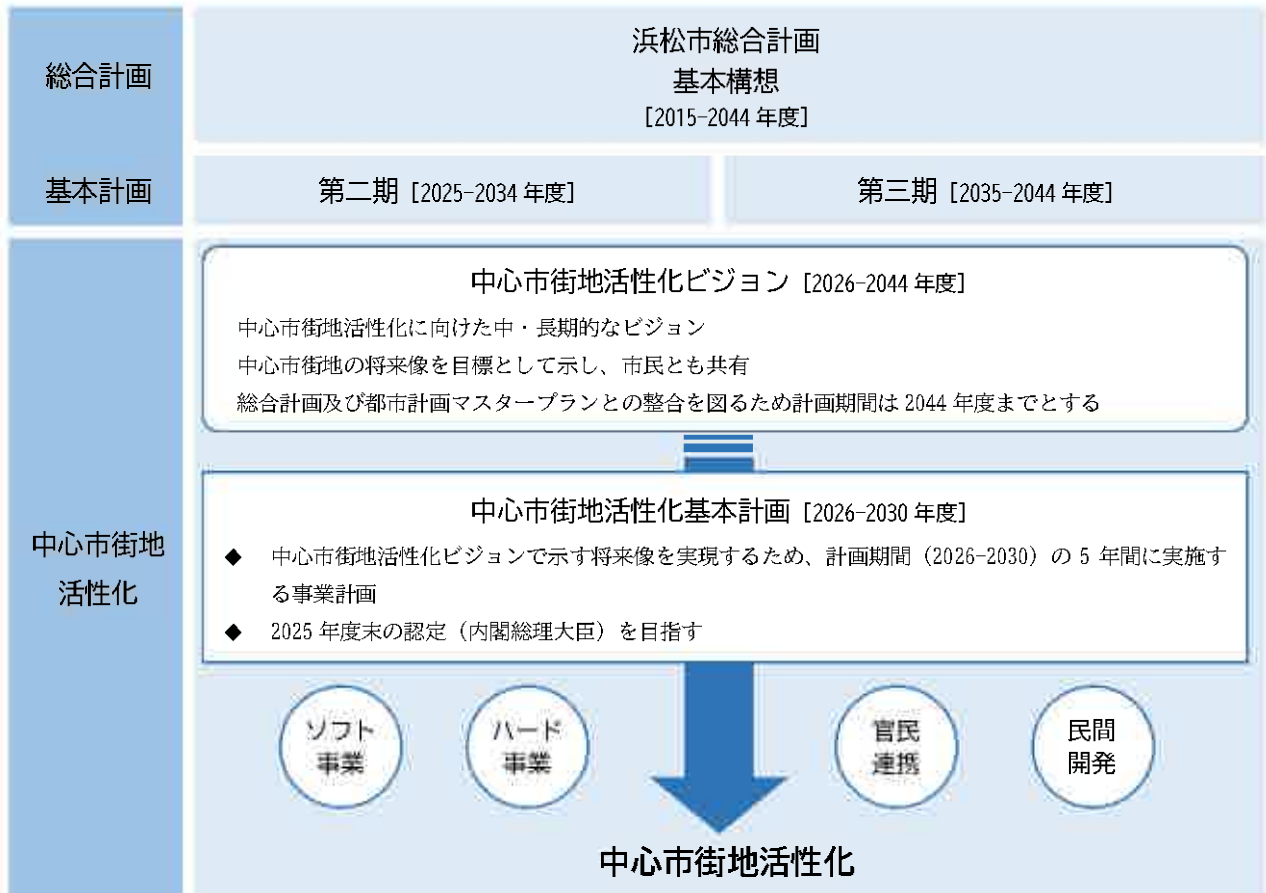
(3) 策定の意義

- まちなかを拠点に活動する団体や事業者等とのタウンミーティング、学生・自治会へのヒアリング、アンケート調査等により様々な意見を聞くことで、まちなかに対する印象や思い、どのような課題があるかを抽出し、整理しました。
- また、令和5年度から実施してきた「まちなかにぎわい創出ワークショップ」や庁内若手職員を対象としたワーキングや庁内・庁外協議会において、どのようなまちなかを目指していくか、目指す将来像について協議を行いました。
- 上記取組から見てきた中心市街地活性化ビジョンの策定意義は、以下のとおりです。

- 浜松市は、これまで**やらまいか精神**と称される**開放的で何事にも恐れずに前向きに挑む市民気質**のもと発展してきた都市であり、多くの**グローバル企業**を輩出してきた。
- また、中心市街地は発展を支える**人々が交わり、つながることで新たなモノ、コトを生み、はぐくみ、つなぐ、いわば苗床として機能**してきた。
- 一方、人々の価値観やライフスタイルが多様化し、変化が激しく不確実性が高まる社会経済環境などを背景に、**中心市街地に求められる役割や機能が多様化**しているが、その要求に十分に答えることができず、都市における中心性や求心力が相対的に低下している状況にある。
- このような中、中心市街地が引き続き、浜松市の発展を支える苗床として機能していくためには、**中心市街地が有する普遍的な価値や存在意義**を改めて確認し、未来へ紡いでいくことが重要であるとの認識のもと、その**指針**となる**ビジョン**を策定するものである。

3 計画期間

- 本ビジョンの計画期間は、浜松市総合計画及び浜松市都市計画マスタープランとの整合を図るため、『2026（令和8）年度から2044（令和26）年度（19年間）』までとします。



4 協議体制

- 中心市街地活性化ビジョンは、「中心市街地活性化基本計画」と同時に策定していることから、同計画と同様の協議体制で策定しています。

■協議体制（中心市街地活性化基本計画および中心市街地活性化ビジョン）

中心市街地活性化基本計画は、中心市街地活性化法に基づく国の認定を受ける必要があるため、まちづくり会社、商工会・商工会議所、地域住民等の多様な主体、担い手の参画を得た協議の場が組織されることが求められているため、浜松まちなかにぎわい協議会を協議機関として、中心市街地活性化ビジョンとあわせて策定を進めています。



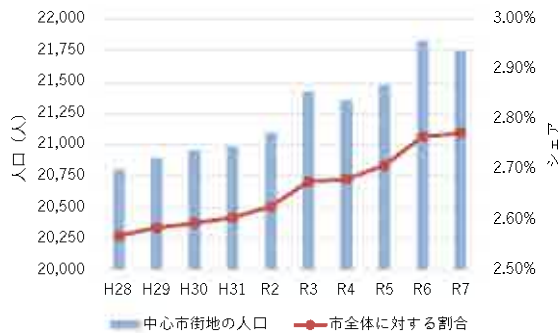
5 現状と課題

- 統計データ、市民アンケート調査、タウンミーティングなど関係者との意見交換などから、中心市街地の現状ならびに活性化に向けた課題を整理しました。

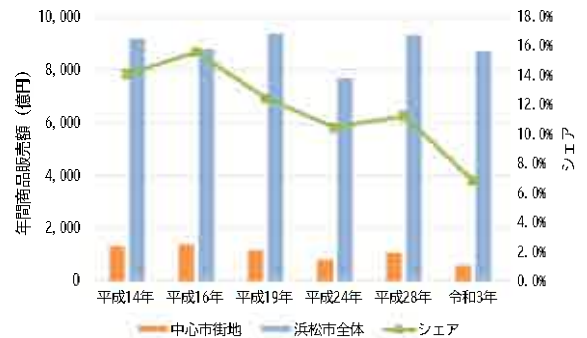
統計資料等

- マンション開発・供給が進み、中心市街地の人口・世帯は増加傾向
- 民間主導によるイベント開催が定着、コロナ後の賑わい回復に寄与
- コワーキングスペース等の新設、スタートアップの集積
- 大学、専門学校等の移転計画と新たなにぎわいへの期待
- 中心市街地商業は売場面積、販売額ともに大きく減少・衰退
- にぎわいの回復も休日に限定、場所にも偏りがみられる
- コロナ以前と比較し、売上や来客が回復途上である
- 空きテナントの需要回復も小規模物件が中心

中心市街地の人口の推移



浜松市及び中心市街地の年間商品販売額の動向



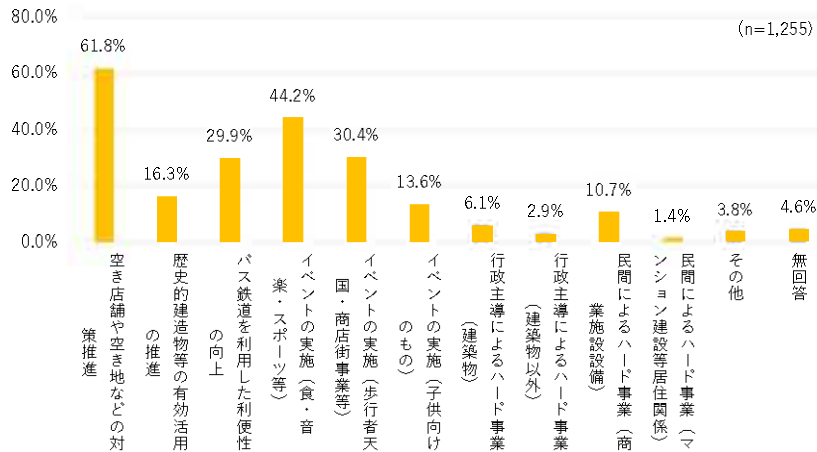
出典：区別・町字別世帯数人口一覧表（各年1月1日現在）

出典：平成19年までは商業統計調査、平成24年以降は経済センサス・活動調査

市民アンケート調査・ヒアリング調査

- 市民の多くは中心市街地活性化の必要性を感じる（83.5%）
- 中心市街地に対する満足度は十分でなく（39.7%）郊外からみた中心市街地の魅力低下（魅力を感じない：46.2%）、中心市街地居住者も郊外商業施設を日常的に利用している現状。
- 中心市街地へのアクセスは自家用車（63.7%）が中心であり、公共交通機関のアクセスやまちなかの移動などに対する不満が高く、訪れやすさや移動しやすさの改善が必要な状況である。
- 中心市街地活性化へ必要な取組として「空き店舗や空き地などの対策推進」「イベントの実施（食・音楽・スポーツ、ホコ天、商店街事業等）」等の意見が多い。
- 中心市街地での滞在時間増には「歩いて巡ることのできる環境整備」「バスなどの公共交通の充実」「魅力ある店舗や施設の増加」などが求められている。

中心市街地の魅力を高め活性化するために必要と思う取組
(市民アンケート調査)



自治会・商店会等タウンミーティング

- 道路で中心市街地のエリアが寸断している。アクト地区、浜松駅周辺、浜松城・五社神社エリアなどを連担させていくことが求められる。
- 子ども、女性、高齢者が遊べてゆっくり過ごせる場所が不足している。
- 中心市街地における人の流れと賑わいに偏りが生じている。
- 市街地内に大小様々な未活用用地が存在している。
- 既存住民の高齢化率の高まり
- 生鮮食品や日用品が購入できるスーパーマーケットが不足している。
- 家族向けの飲食店や物販店が少ない。
- 歓楽街では朝にゴミが散乱しているため、まちの美化が必要である。
- 自転車が安全に通行するための道路が不足している。

中心市街地を取り巻く現状を踏まえた活性化に向けた課題(キーワード)



6 中心市街地の目指す姿・将来像

- 令和6年度に開催した「まちなかにぎわい創出ワークショップ」では、6グループより中心市街地活性化の事業計画案が提案されました。
- 事業計画案では、いずれも「ひと」が主役であり、多様な「ひと」を結びつける苗床（ハブ）として中心市街地が機能することで、これまで培われてきた価値を活かし、新たな価値を生み出していく、「ひと」と「まち」が未来を紡ぎ出していく考えが示されています。
- この考えをもとに、多様な「ひと」の活動が新たな価値を紡ぎ出すことを中心市街地の「ミッション」（使命・存在意義）とし、新たな価値を創造・創発することを「ビジョン」（目指す姿）、その推進に向けた中心市街地での取り組み方針をバリューとして導出し、整理しました。

「令和6年度まちなかにぎわい創出ワークショップ」で提案された事業計画案

A: まちなかま

お母さんが我慢しない、コミュニティが広がる街

04 04

The GATE HAMAMATSU 施設

POINT1 屋外遊具 POINT2 売店 POINT3 音楽場

04 04

コネクション

概要

- 子育てママをメインターゲットとし、The GATE HAMAMATSU 施設の活用方法を提案
- コンテナショップを整備し、ママのためのテナント（美容室、リビングスワールなど）を誘致
- 芝生公園化することで、子供も楽しめる空間づくり

B: 酒と犬と仲間たち

週替わり〇〇マルシェ・路上アクアリウムによる一日楽しめる街中、歩いて楽しめる街中

テーマは「1日楽しめる街中」「歩いて楽しめる街中」

※併売エリアは、“五社神社エリア”を指定

- まちなかマルシェは、五社神社の歴史のある五社神社を主眼として、多様な店舗を誘致し、多様な価値を生み出す。
- 五社神社の歴史を継承し、まちなかマルシェを開催する。
- 五社神社の歴史を継承し、まちなかマルシェを開催する。
- 五社神社の歴史を継承し、まちなかマルシェを開催する。

概要

- 五社神社周辺を対象エリアとして、毎日から夜まで一日楽しめる街中を提案
- 週替わり〇〇マルシェ・五社神社の通りを歩行者天国化し、週替わりテーマが変化するマルシェを開催
- 路上アクアリウム・酒と犬と仲間たちを五社神社で実施し、五社神社の歴史を継承

C: あらしのよるに

選ばれるまちなか ~「学び」から始める日常のにぎわい創出戦略~

「城、事業」 | 「成松学」創設

LIBERAL Hamama-tsu
リベラル・ハママーツ

大人も学生も楽しめる「成松学」市役所周辺が活躍の学び舎

概要

- 長崎県内初の「目的別学びの拠点」を整備することを提案
- 新松島公園内に学ぶコンテナを合わせた様々なスタイルのコンテナショップを誘致
- 「LIBERAL Hamama-tsu (リベラルハママーツ)」と称し、成松学が学ぶ環境整備

D: るっぽ

「ほこみち」を活用したにぎわい創出

でもって「ほこみち」とは？

ピンポイントで進めるためのアクション

概要

- 統合町通りを「ほこみち」化することを提案
- 「ほこみち」を活用し、歩行者の利便性を高める空間の設置が可能になる
- 商店での物販やイベントを気軽に開催できる環境提供

E: さん

マチ・イク・プロジェクト ~まちにいく・まちではくくむ~

まちにいく(遊ぶ)

まちではくくむ(育つ・学ぶ)

概要

- 新川モールへ歩行者天国を提案し、まちにいく・まちではくくむプランを提案
- まちにいく・まちではくくむプランを提案し、まちにいく・まちではくくむプランを提案
- まちにいく・まちではくくむプランを提案し、まちにいく・まちではくくむプランを提案

F: ドア・リー・ズ・エンジェル・イ

「まちなかキャンパス」を起点としたにぎわい創出 ~若者が輝けるまちづくりを目指して~

4. ビジョンを達成するためのアクション

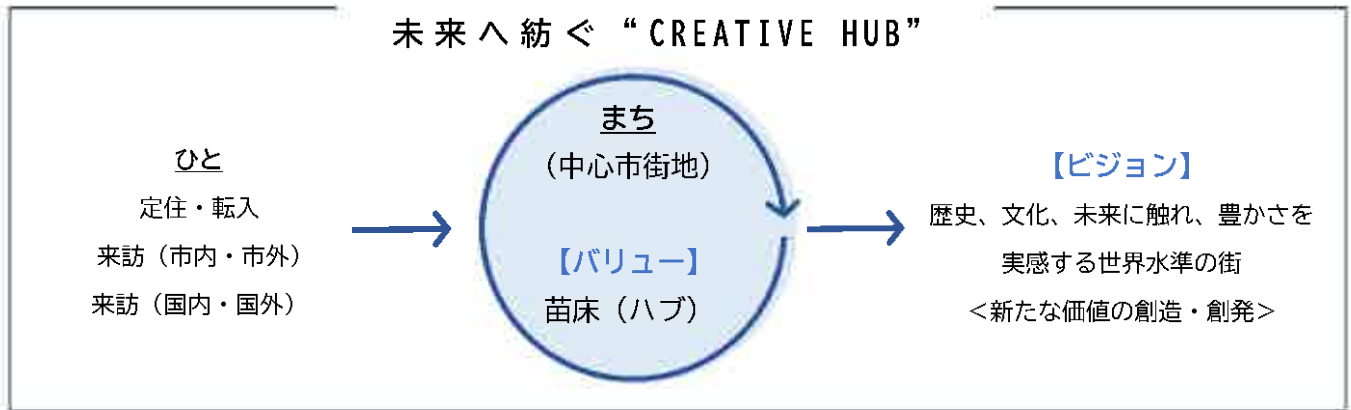
(1) まちなかキャンパスの創設

(2) まちなかキャンパスの創設

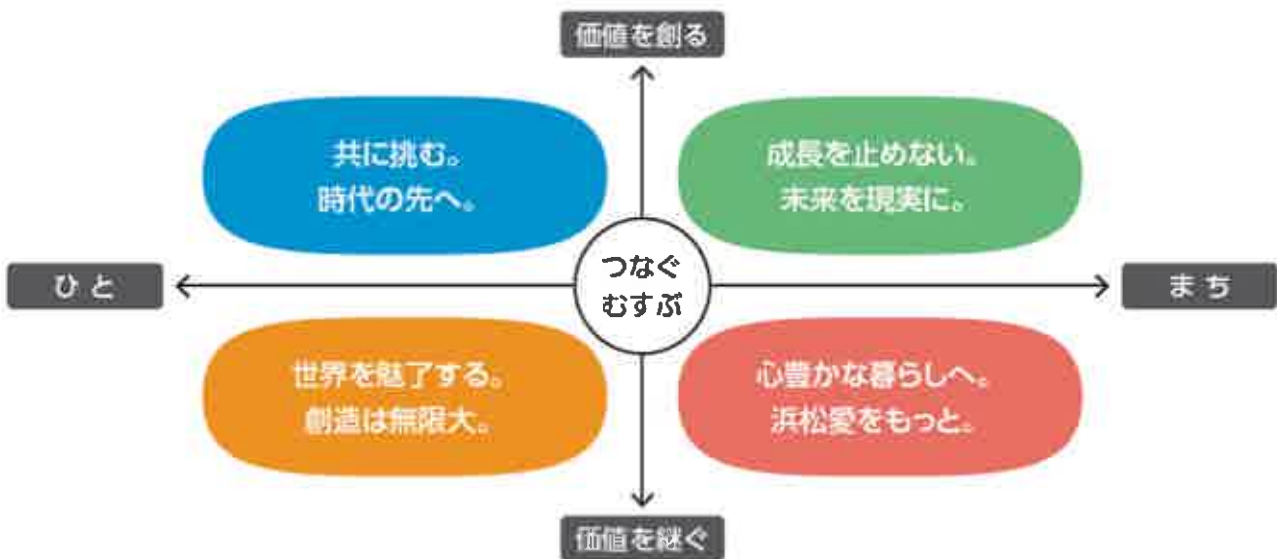
概要

- 学生をメインターゲットとし、「まちなかキャンパス」を拠点とした賑わい創出プロジェクトを提案
- まちなかの空き店舗・テナント等を使って、まちなかキャンパスを創設
- 学生主体で企画・運営、必要に応じて、まちなかの空き店舗・テナント等を使って、まちなかキャンパスを創設

中心市街地活性化ビジョンの MWV の関係性について



- バリューは中心市街地活性化に向けた具体的な取り組み方針を示すものであることから、ミッション、ビジョンを踏まえ、「価値を創る・価値を継ぐ」、「ひと・まち」という二つの軸で整理しました。
- この2つの軸が交わり、つなぎ、結ばれることで、中心市街地で新たな価値を創造・創発し、未来へと受け継がれていくことを目指します。



未来へ紡ぐ“CREATIVE HUB”

- 多様な人の交流と、それによるイノベーションにより、地域経済の成長を支える「Creative City」の中心地。

Vision (ビジョン) : 理想の将来像

- Vision (ビジョン) は、中心市街地として「目指す姿」を設定しました。
- 浜松市の中心市街地の魅力や課題、今ある資源、今後活かすべき資源等を整理し、10年後、20年後の「未来の目標」や「将来こうありたい姿」を協議しました。
- また、将来像を設定し、イラストで表現することでイメージを共有しやすいように、イラストで表現しました。

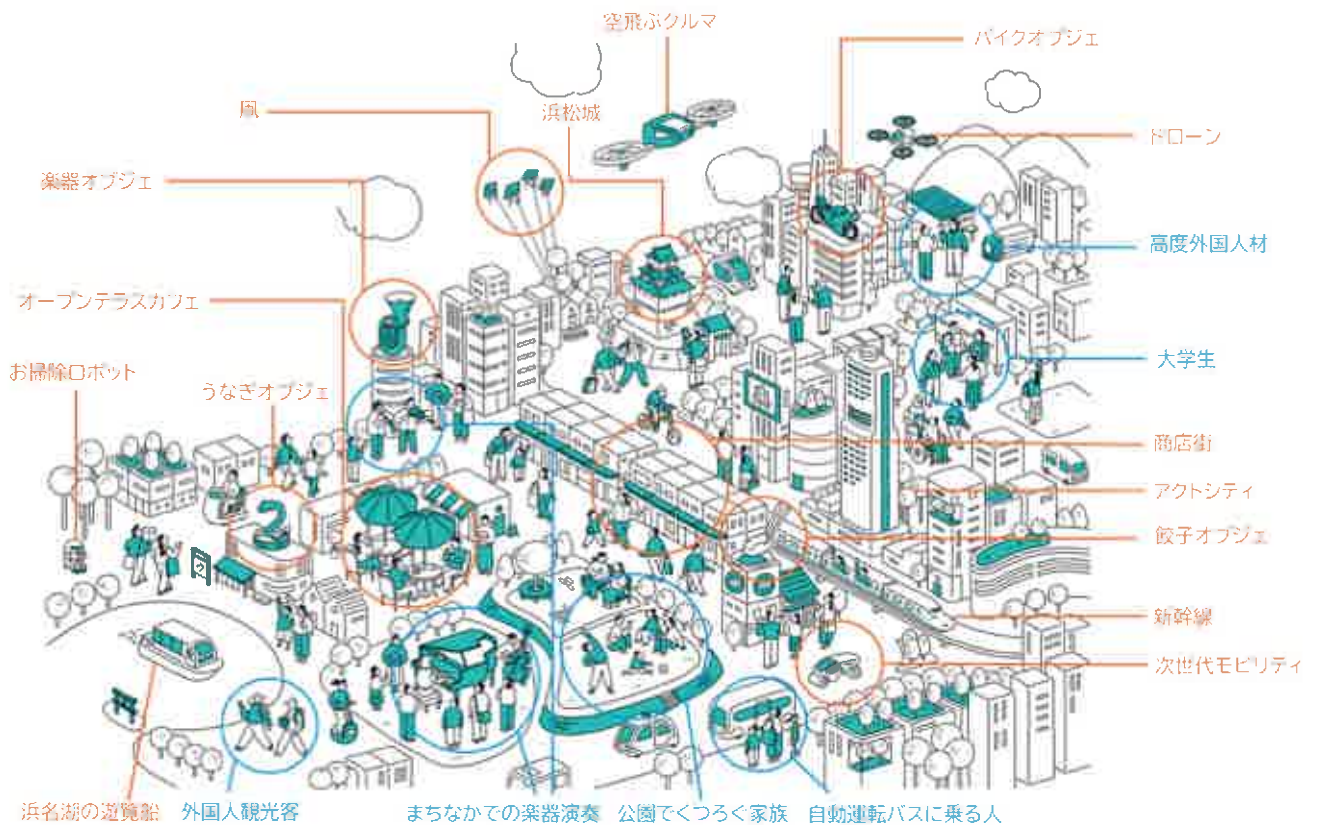
<キャッチコピー>

「歴史、文化、未来に触れ、豊かさを実感する世界水準のまち」

市民の暮らしを支える都市機能が充実し、国内外からの来訪者が歴史、文化、技術など浜松市特有の魅力に触れ、豊かさを感じることができる質の高い環境が整備されていく。中心市街地が結び目となり、創造都市・浜松を舞台とした世界の多様な人々や企業が交わることにより生み出されるアイデアや挑戦が新しい価値を創造し、地域経済の成長を実現する。市民が誇りを持てるより良い未来を描きます。

<ビジョンイラスト>

- 20年後の浜松市中心市街地の姿として、他の都市とは異なる「浜松らしさ」を持つ中心市街地を描きました。4つのバリューを踏まえ、実現したい価値観や行動指針をビジョンにも反映させることで、これまで浜松が育ててきた価値を継承しつつ、未来の浜松市に必要な要素を加えています。そのため、バリューを構成する視点である「ひと（青字）」と「まち（オレンジ字）」の両面から中心市街地の姿を表現しています。
- まず、「ひと」の視点では、中心市街地に暮らす人や訪れる人の姿を通じて、将来の中心市街地の使い方を示しています。暮らす人が利便性や居心地の良さを実感でき、誇りを持てるまち、訪れる人にとって憧れとなる豊かさを表現しました。また、国内外から多様な人々が行き来することで生まれる交流や挑戦が形となり、人が集まることによるエネルギーに満ちた活動の様子も垣間見ることができます。
- 次に、「まち」の視点では、中心市街地が備えるさまざまな都市機能を示しています。「ひと」の視点で描かれた暮らしや活動を支える基盤となる都市環境が官民双方の投資や仕掛けによって実現していく、好循環の中心地としての姿を描きました。一方で、すべてを新しくするのではなく、過去から受け継いできた資産を活用し、時代に合った形へと変化させている様子も表現しています。



Value (バリュー)：価値観・行動指針

- Value (バリュー) は、Vision (ビジョン) 達成するために共有すべき価値観や具体的な行動指針を整理し、4つの Value (バリュー) を設定しました。
- 浜松市の中心市街地の魅力や今ある資源、今後活かすべき資源等を協議し、「未来の目標」や「将来こうありたい姿」をまとめました。
- 将来像を設定し、イラストで表現することでイメージを共有しやすいようにしています。

【世界を魅了する。創造は無限大。】

- 創造都市浜松を象徴する文化芸術活動や市民活動が盛んなまち
- グローバル企業や人材が惹かれ、集まる、世界水準の暮らしや働き方を実現するまち
- 歴史、文化、クリエイティブな人材や活動など都市の魅力を世界に発信するまち

<関連キーワード>

歴史・文化、魅力発信(メディア戦略)、浜松アーツ&クリエイション、文化・芸術活動支援、国内外企業誘致、高度外国人材招請、インバウンド

<バリューイラスト>

- 浜松市の中心市街地は、文化や芸術が日常に溶け込み、個性豊かな人々が集い、互いに刺激し合いながら新しい価値を生み出す場所です。
- 多様な企業や人材が活躍し、国際的な視点を持った暮らしや働き方が広がるこのまちでは、歴史や伝統、クリエイティブな活動が魅力となって人々を惹きつけます。まちなかから浜松の輝きが世界へと広がっていきます。



【成長を止めない。未来を現実に。】

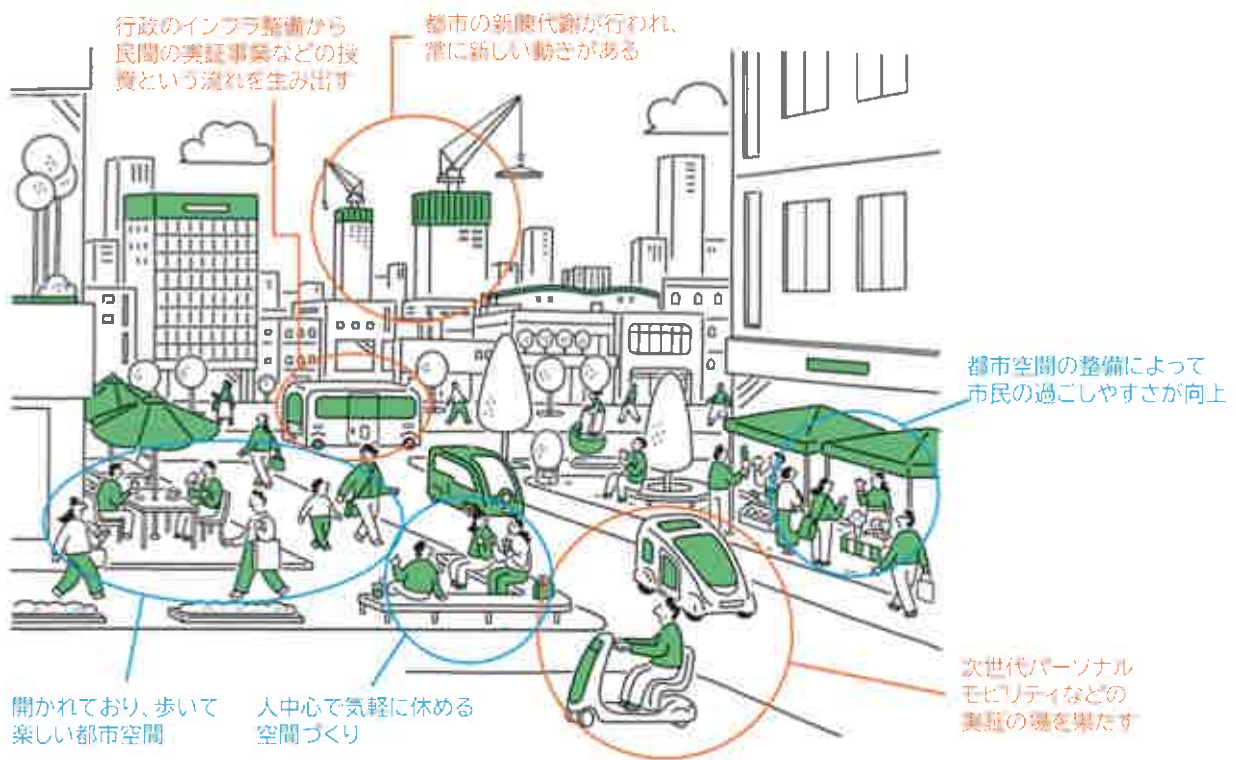
- 活発な民間投資によるエリアリノベーションにより新たな価値が創出されるまち
- 民間投資を誘発する公共投資やインフラ整備が活発なまち
- 駅の南北が共存し、互いの魅力を補完する回遊性の高いまち

<関連キーワード>

投資促進、歩行空間整備(トランジットモール、遊歩道、ネットワーク)、マイクロモビリティ、リノベーション促進、都市再生推進法人

<バリューイラスト>

- ・ 浜松市の中心市街地は、民間と公共が連動し、次々と新しい価値が生まれる舞台です。
- ・ 活発な投資とインフラ整備が、エリア全体の可能性を引き出し、駅の南北がつながることで、まち全体がひとつの大きな魅力となって広がります。まちなかでは、挑戦と成長が止まることなく、描いた未来が着実に現実となっていきます。



【心豊かな暮らしへ。浜松愛をもっと。】

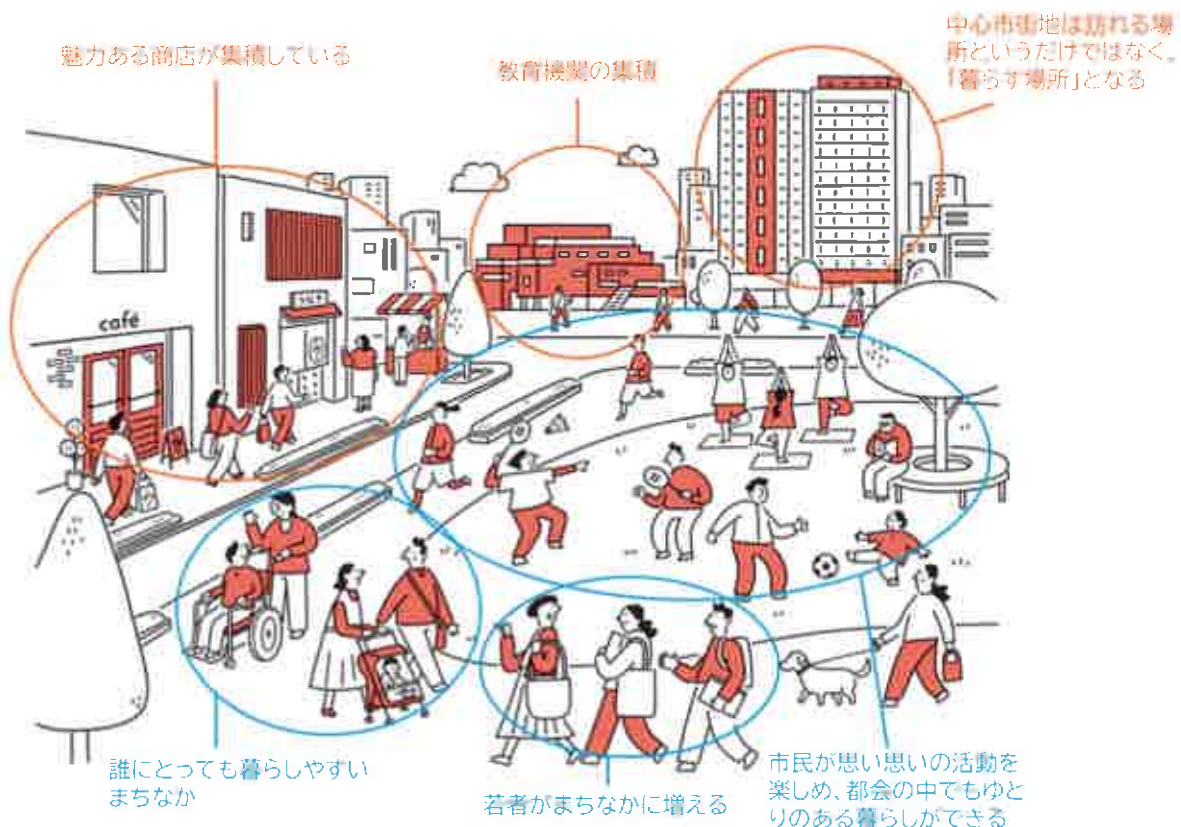
- 魅力的な店舗やサービスが市民の Well-being を支える健康で文化的なまち
- 暮らし、働き、学び、楽しむ、全ての人が豊かさを実感する便利で快適なまち
- 浜松の魅力が詰まったシビックプライドを満たすまち

<関連キーワード>

居心地、シビックプライド、商業集積・商業者支援、ウェルネス、学生・教育機関集積、買い物・スポーツ・憩いの場、インクルーシブ、就学・就労、子育て支援・人口増

<バリューイラスト>

- ・ 浜松市の中心市街地では、新しいお店と歴史ある老舗が肩を並べ、日々の暮らしに彩りを添えています。多彩なサービスや人との出会いが新鮮な発見と心地よさをもたらし、誰もが自分らしく過ごせる場所です。
- ・ まちなかで過ごすうちに、浜松への愛着と誇りが自然と育まれていきます。



【共に挑む。時代の先へ。】

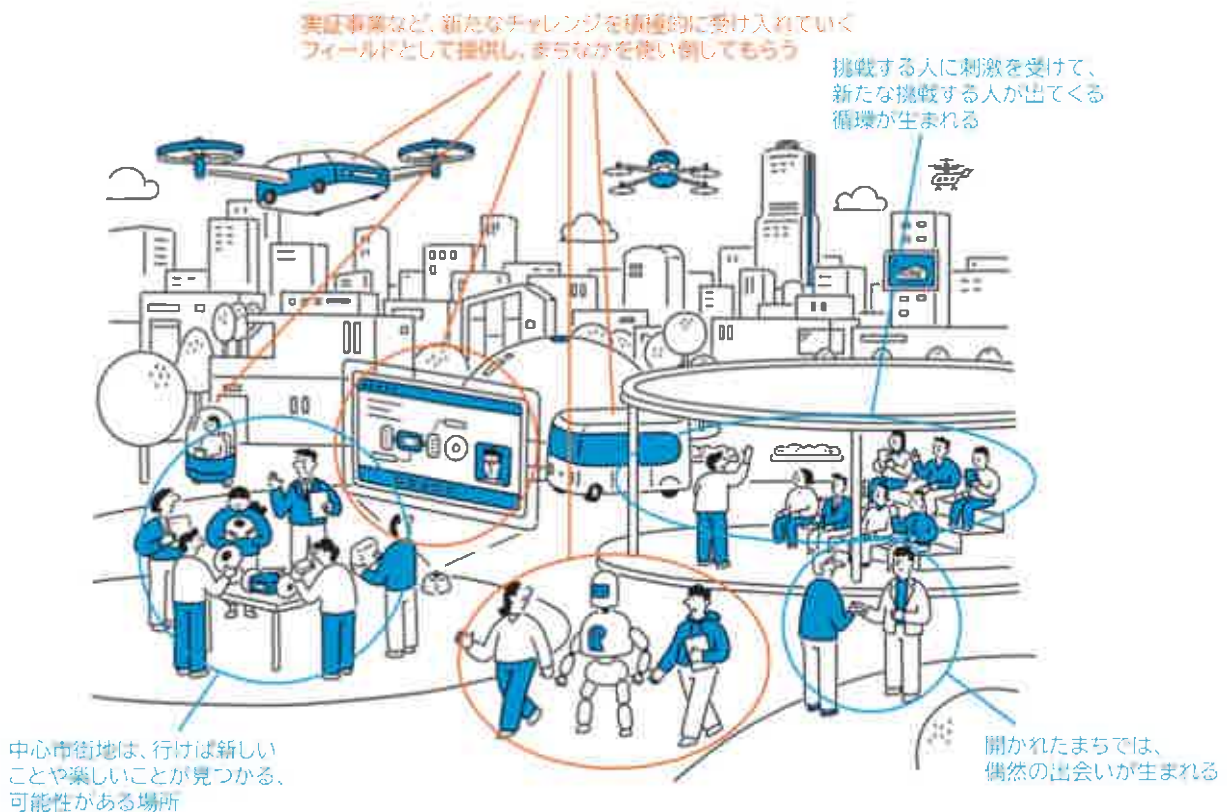
- まちづくりを担う人材やエリアマネジメント団体が活躍するまち
- 企業や市民のチャレンジを応援し、先端技術や先進的な活動を都市の発展につなげるまち
- 日本初、世界初へ果敢に挑戦する文化が根付くまち

<関連キーワード>

共創、イノベーション、DX支援、公共空間利活用、スタートアップ集積・実証実験

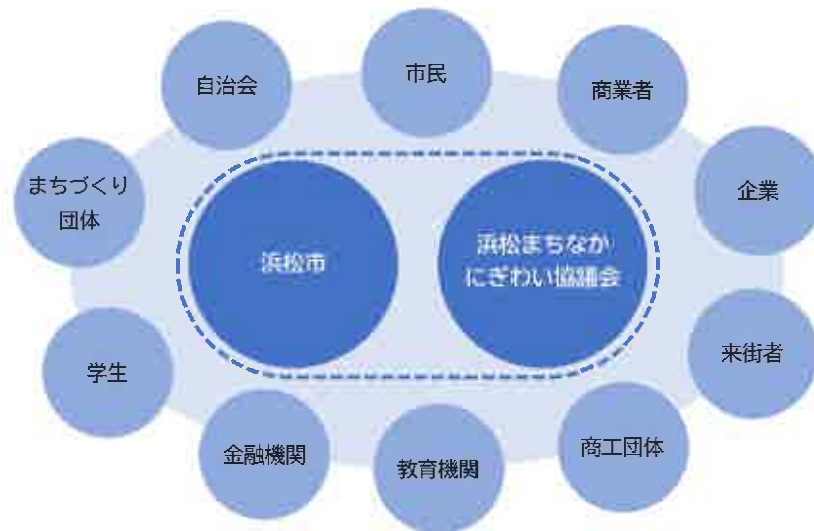
<バリューイラスト>

- 浜松市の中心市街地は、挑戦する人や団体が集い、まちの未来を切り拓くエネルギーに満ちた場所です。
- 企業や市民の新たなチャレンジが次々と生まれ、先端技術や先進的な取り組みが都市の成長と共に歩みを進めています。日本初、世界初を目指す果敢な精神が息づき、まちなかから時代の一步先を行くまちづくりが動き出していきます。



7 ビジョンの実現に向けて

- 浜松市と浜松まちなか協議会が緊密な連携を図りながら、中心市街地に関わる市民、商業者、民間企業、関係団体・組織などと連携し、中心市街地活性化に向けた取組を進めていきます。



8 用語解説

●「英数字」

用語	内容
Creative City (クリエイティブシティ)	創造性を活かした都市づくりを進める都市のこと。芸術・文化、デザイン、技術革新などの創造的活動を通じて、都市の魅力向上や経済発展を目指す。
CREATIVE HUB (クリエイティブハブ)	創造的な人材や企業、活動が集まり、交流・連携する拠点のこと。新しいアイデアやイノベーションが生まれる場として機能する。
DX (デジタルトランスフォーメーション)	デジタル技術を活用して、企業や組織の仕組みや働き方を根本的に変え、より良いサービスや価値を生み出すこと。
Glocal (グローカル)	Global (地球規模の) と Local (地域的な) を合わせた造語。地域性を考慮しながら、地球規模の視点で考え、行動すること。
MVV	Mission (使命・存在意義)、Vision (理想の将来像)、Values (価値観・行動指針) の頭文字。組織や地域の方向性を明確にするフレームワーク。
Well-being (ウェルビーイング)	心と体が健康で、人とのつながりも良好な状態のこと。病気がないだけでなく、生活に満足感や幸福感を感じられる豊かな暮らしを指す。

●「あ行」

インクルーシブ	年齢、性別、国籍、障害の有無などに関わらず、すべての人が排除されることなく参加できる包括的な社会や環境のこと。
インバウンド	外国から日本を訪れる観光客のこと。訪日外国人観光客による消費活動も含む。
エリアマネジメント	住民や事業者が協力して、地域における良好な環境や魅力といった価値を維持・向上させる取り組み。

エリアリノベーション	既存の建物や地域を活用し、新たな機能や価値を付加して再生・活性化を図る取り組み。単体の建物ではなく、エリア全体を対象とする。
------------	--

●「か行」

回遊性	人々がまち中を歩いて移動し、複数の場所を巡りながら滞在する性質のこと。商業地域では売上向上、観光地では満足度向上につながる。
グローバル企業	世界規模で事業を展開する企業。浜松市が輩出してきた国際競争力を持つ企業群を指す。
コワーキングスペース	異なる職業や所属の人々が共同で利用する仕事場のこと。個人事業主やフリーランス、スタートアップ企業などが利用する。

●「さ行」

シビックプライド	都市に対する市民の誇りのこと。単なる愛着を超えて、まちをより良くするために自分自身が関わっているという当事者意識を伴う。
スタートアップ	革新的なアイデアや技術をもとに、短期間で急成長を目指す新興企業のこと。
創造都市	文化芸術や創造性を都市政策の中核に据え、それらを産業振興や都市再生に活用する都市モデル。浜松市が目指す都市像の一つ。

●「た行」

都市再生推進法人	都市再生特別措置法に基づき、市町村が指定する法人。都市再生に関する事業やまちづくりの推進を担う。
トランジットモール	公共交通機関(バス、路面電車等)と歩行者・自転車のみが通行可能で、一般車両の通行を制限した道路空間のこと。

●「は行」

ホコ天	歩行者天国の略。一定時間、道路を歩行者専用とし、車両の通行を禁止すること。イベントや賑わい創出に活用される。
-----	--

●「ま行」

まちづくり会社	中心市街地活性化法に基づき、まちづくりの推進を図ることを目的として設立された会社。TMO(タウンマネジメント機関)とも呼ばれる。
マイクロモビリティ	電動キックボードや小型電動車両など、短距離移動に適した小型で環境に優しい交通手段のこと。
民間投資を誘発	行政が道路や施設などを整備することで、民間企業が「この地域に投資したい」と思うようになり、実際に投資してもらうこと。

●「や行」

やらまいか精神	浜松地域に根ざした「やってみよう」という前向きで挑戦的な気質・精神のこと。困難を恐れず新しいことに取り組む姿勢を表す。
---------	---

浜松市中心市街地活性化ビジョン 資料編
2026（令和8）年3月発行（2026～2044）


＜発行＞浜松市 産業部 産業振興課
〒430-8652 浜松市中央区元城町 103-2
電話：053-457-2285 FAX：053-457-2283
E-mail：shougyo@city.hamamatsu.shizuoka.jp

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	追加分のパブリック・コメント(パブコメ)の取扱いについて				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度のパブリック・コメントについて、地域分科会で協議したうえで、取扱いを決定することになった(令和7年2月7日 代表会)。 ・予防課の「浜松市火災予防条例の一部改正(案)」について、区協議会での取扱いについて協議するもの。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">パブコメの運用区分</p> <p>①原則として、情報提供までとし、概要版の配付にとどめる。 ただし、以下②、③の場合は区協議会での説明を行う。</p> <p>②実施担当課の判断によって意見を聴取する必要がある場合</p> <p>③区協議会から求められた場合</p> </div>				
対象の区協議会	中央区協議会(西地域分科会)				
内 容	<p>1 パブコメ(追加分(1件))の概要</p> <p style="margin-left: 20px;">別紙1 令和7年度追加パブリック・コメント一覧表のとおり</p> <p>2 協議事項</p> <p style="margin-left: 20px;">上記パブコメ案件について、パブコメ実施担当課(以下、「実施担当課」と表記)からの説明を求めることについて協議するもの。(パブコメ運用区分③)</p> <p style="margin-left: 20px;">なお、同一区内の地域分科会で取扱いが一致しない場合は、別紙2の運用ルールに基づき取扱いを決定します。 (運用ルールは代表会にて決定済)</p> <p>3 今後スケジュール</p> <p style="margin-left: 20px;">12月：追加分のパブコメの取扱い(実施担当課による説明又は資料配付)を協議</p> <p style="margin-left: 20px;">別紙2に基づき追加パブコメの取扱いを決定</p> <p style="margin-left: 20px;">令和8年1月以降：実施担当課は上記決定にもとづき、区協議会での説明又は資料配付</p>				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)					
担当課	西行政センター	担当者	鈴木 三男	電話	597-1112

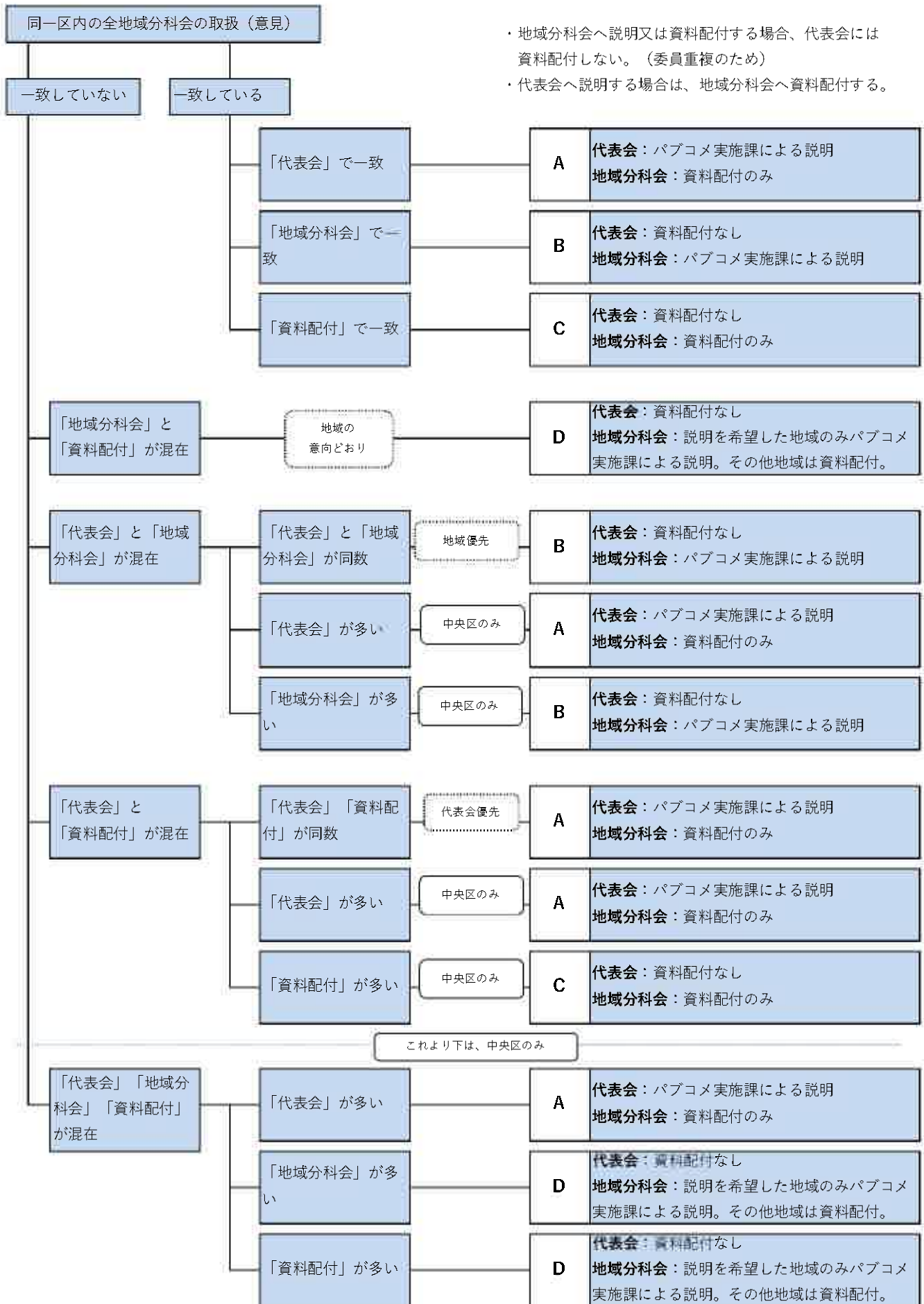
令和7年度追加パブリック・コメント一覧表

No.	①件名	②担当課	③意見募集 期間	④結果等 公表	⑤実施 (施行)	⑥対象地域	※QRコード	⑧担当課による説明					
								高明の 有無	中央	中	東	西	南
7	【改正】 浜松市火災予防条例の一部改正（案）	予防課	令和8年1月 ～2月	令和8年6月	令和8年9月	全市域	現行条例 						
	⑦概要 林野火災予防対策として、林野火災を予防する必要があると認められる気象条件に至ったときは、段階に応じて「林野火災注意報」や「林野火災警報」を発令し、あらかじめ指定された区域においての火入れやたき火などの火の使用制限をするなどの改正をします。 ※あらかじめ指定する区域は、浜名区（一部を除く。）及び天竜区となります。												

※「QRコード」は、(株)デンソーウェーブの登録商標です。

※資料配付の考え方

- ・地域分科会へ説明又は資料配付する場合、代表会には資料配付しない。(委員重複のため)
- ・代表会へ説明する場合は、地域分科会へ資料配付する。



【浜松市火災予防条例の一部改正について】

今春、岩手県大船渡市、愛媛県今治市、岡山県岡山市など、全国各地で林野火災が多数発生しました。特に2月に発生した大船渡市の林野火災は、林野が約3,370ヘクタール焼損し、発生から鎮火まで40日間を要する大規模なものでした。

大船渡市林野火災を受けて、消防庁が開催した「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」の報告書では、林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であることが示されました。

これを受けまして、本市においても、林野火災予防の実効性を高めることは重要であることから、林野火災の予防上、注意を要すると認められる気象条件に至ったときには、市民に対して火の使用についての注意喚起等を行うことができるよう浜松市火災予防条例の一部を改正するものです。

主な改正内容

林野火災防止対策として、林野火災の予防上注意を要する気象状況に至ったときには、「**林野火災注意報**」を発令し、たき火や喫煙などの屋外での火の使用制限に努めるとともに、**指定された区域内**では、たき火や喫煙などの屋外での**火の使用制限の努力義務**を課すものです。

さらに、林野火災の予防上危険な気象状況に至ったときには、林野火災の予防を目的とした火災に関する警報（「**林野火災警報**」）を発令し、指定された区域内では、たき火や喫煙などの屋外での**火の使用制限を義務付ける**ものです。

林野火災注意報・林野火災警報の発令基準

【林野火災注意報（以下のいずれかの条件に該当する場合に発令）】

- ・前3日間の降雨量が1mm以下 かつ 前30日間の降雨量が30mm以下
- ・前3日間の降雨量が1mm以下 かつ 乾燥注意報が発表

【林野火災警報】

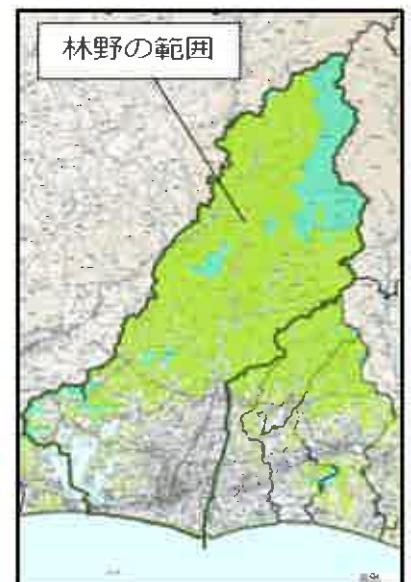
- ・林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表された場合

林野火災注意報・林野火災警報発令時の火の取扱い制限の内容（注意報発令時は努力義務）

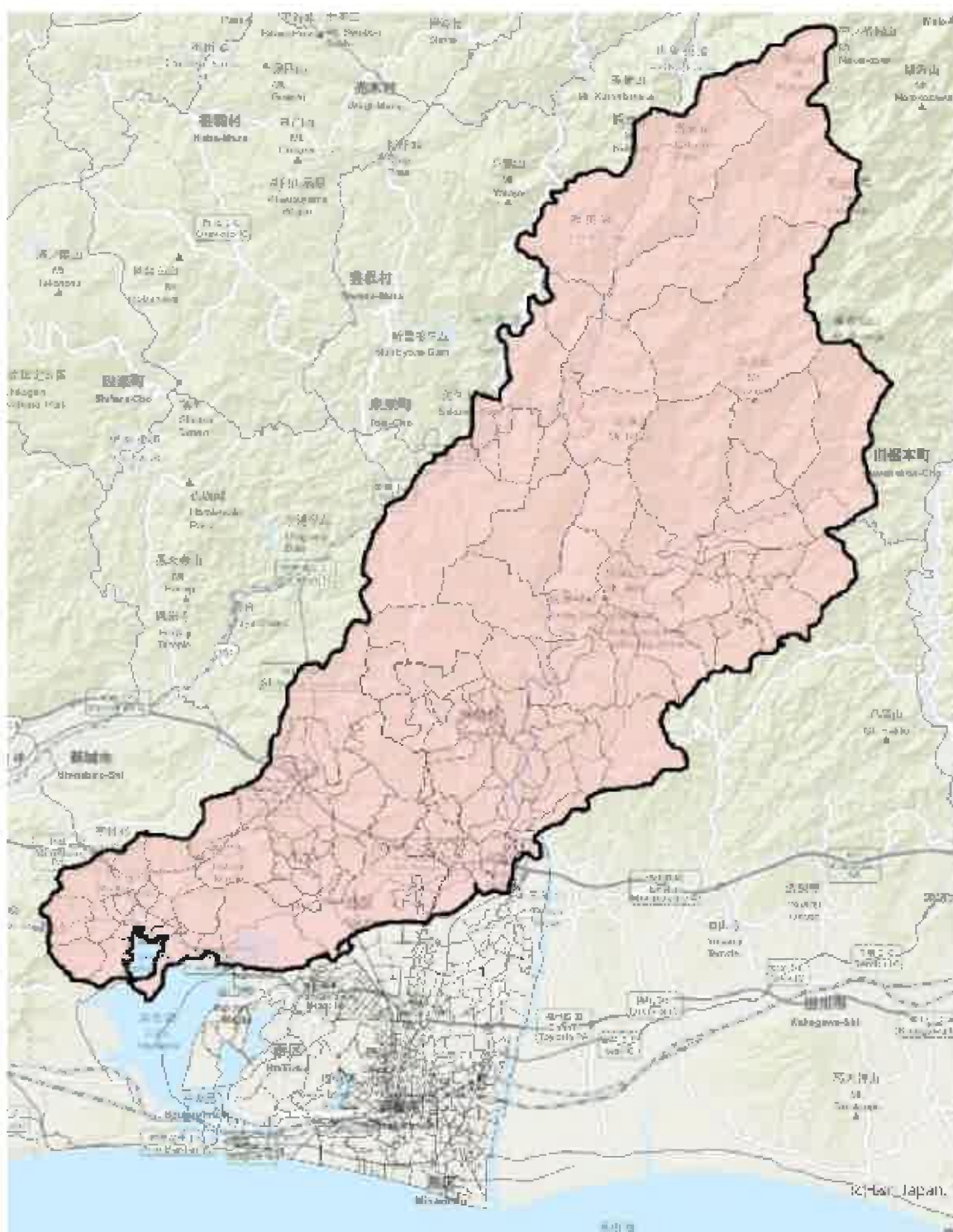
- ・山林、原野での火入れ
- ・煙火の消費（※花火の打ち上げ）
- ・屋外での火遊び、たき火
- ・屋外での引火性・爆発性物品の付近での喫煙
- ・山林、原野での喫煙
- ・取灰や火粉など残火物の始末
- ・屋内で裸火を使用する際の窓・出入口の閉鎖

林野火災注意報・林野火災警報発令時に火の取扱いが制限される区域

- ・浜名区の一部
都田地区、新都田地区、中瀬地区、赤佐地区、
亀玉地区、細江地区、引佐地区、三ヶ日地区
- ・天竜区全域



林野火災注意報・林野火災警報発令時に火の取扱いが制限される区域



No.	3	提案委員氏名	河瀬 俊夫
1	件名	道路沿いの雑草対応について	
2	「地域課題」		
<p>雄踏地区だけではないが、県道・市道の道路上にはみ出した雑草、また歩道を覆う雑草がひどく車両走行、歩行に難を感じる。</p> <p>行政でも手入れをしているが、雑草の成長が早く通年上快適な状況になっていない。</p> <p>特に道路上まではみ出している雑草をよけようと車両がセンターラインをオーバーし対向車と追突事故を起こしかねない。</p> <p>（刈り取っていただいた時は見通しが良くなり運転するにも安心感が高まります。）</p> <p>また、歩道上にはみ出した雑草は歩行の妨げになり不快を覚えます。</p> <p>県道・市道の区分はあるが、是非、是正したい。</p> <p>（雄踏地区で）目に付く場所は次の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市営田端団地北 県道 325 号 宇布見浜松線 ・市営雄踏斎場 南側 ・浅羽亀崎団地北 歩道 			
3	他の委員への依頼したいこと		
<p>道路上にはみ出した雑草について、駆除活動を実施するなど地域で対応している場合は、その対策等を教えてください。</p>			
4	行政から情報提供を求めたいこと		
<p>次の点について教えてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人所有の土地から雑草が道路にはみ出している場合、土地所有者に対する雑草駆除の指導をどのように実施しているのか。 ・雑草駆除の担当部署は何か。 ・どのような頻度で除草を実施しているのか。 			
5	提案など		

地域課題（「道路沿いの雑草対応について」）情報提供

1 個人所有の土地における雑草駆除の指導について

市民から雑草駆除の要望があった場合は、現地確認を行った上で、土地の所有者を調査し、土地の所有者に口頭・文書にて対応を依頼している。

なお、除草や越境樹木など土地の適正管理については、次の通り啓発活動を継続的に実施している。

- ・道路へはみ出している草や木の適正管理のお願いを「浜松市公式ホームページ」に掲載している。
- ・除草を含めた農地の適正管理については、農業委員会が、「広報はままつ」や「農業委員会だより」、「浜松市ホームページ」、「いっせい草刈り旬間（年2回）」を通じての啓発活動を実施している。

2 雑草対応の窓口（西地域）

	雑草の生育場所	窓口	問い合わせ先
(1)	浜松市が管理する道路	中央土木事務所（西）	053-597-1129
(2)	浜松市が管理する河川	中央土木事務所（西）	053-597-1129
(3)	静岡県が管理する河川	（静岡県）浜松土木事務所	053-458-7261
(4)	国道1号	（国）浜松河川国道事務所	053-466-0111
(5)	農地	農地利用課（農業委員会）	053-457-2481
		《道路越境で交通支障時》 中央土木事務所（西）	053-597-1129
(6)	空き地など	西行政センター（地域振興）	053-597-1112
		《道路越境で交通支障時》 中央土木事務所（西）	053-597-1129

浜松市公式LINE「通報サービス いっちょお！」を通じても樹木や雑草に関する通報を受付している。

【参考】令和6年度における「街路樹等」に係る通報件数：237件

3 除草の実施頻度について

(1) 道路及び街路樹帯の除草について

- ・主要道路は、年2回（初夏から秋頃）、委託により実施している。
- ・他路線については、自治会や市民からの要望に基づき、随時、対応している。

(2) 河川の除草について

- ・主要な河川は、年1回（9月頃から）、実施している。
- ・他排水路などは、自治会や市民からの要望に基づき、随時、対応している。

令和7年11月25日

委員名：片山幸一

【地域課題】

No.3 「道路沿いの雑草対応について」(河瀬 俊夫委員)

- 道路上にはみ出した雑草について、駆除活動を実施するなど地域で対応している場合は、その対策等を教えてください。

① 幹線道路沿いの雑草については、交通車両の見通しの悪化・景観の妨げ等、問題が多いと感じています。

【①国道301号線沿い、②渚園⇄弁天島駅高架下、③弁天橋歩道沿いetc.】

ただし、雑草の刈り取りを住民で実施しようとした場合、除草中の交通事故の懸念があり実施には至っていません

行政で実施していただくのが最善であると考えます。

依頼方法については、「浜松市の公式LINEアプリ・通報サービスいっちょお！」が便利かつ対応も迅速なので、よく利用しています。

(舞阪町第一弁天島自治会)

- ② 私有地(特に空き地、空き家の場合)から道路にはみ出した雑草や樹木の枝が通学路にあたる場合は、危険なので西区役所(現西行政センター)に雑草駆除を依頼したことがあります。(市から土地所有者に対して雑草処理を依頼する通知を出したとの連絡を頂いた。その後所有者が雑草を処理していただいた。)

(舞阪町砂町自治会)



中央区協議会(西地域分科会)委員推薦(案)

分野	推薦団体・推薦者氏名	推薦委員人数 (人)
自治会	神久呂地区自治会連合会	1
	入野地区自治会連合会	1
	伊佐見地区自治会連合会	1
	和地地区自治会連合会	1
	篠原地区自治会連合会	1
	庄内地区自治会連合会	1
	舞阪地区自治会連合会	1
	雄踏地区自治会連合会	1
地区コミュニティ協議会	和地コミュニティ協議会	1
	入野地区コミュニティ協議会	1
まちづくり	舞阪地区コミュニティ協議会(設立準備会)	1
	ゆうとうまちづくり協議会	1
福祉	中央区西民生委員児童委員協議会	1
子育て支援	浜松市助産師会	1
	浜松民間保育園長会	1
防災	浜松市防災士会	1
スポーツ・文化	浜松市スポーツ推進委員連絡協議会西委員会	1
産業	浜松市認定農業者協議会西支部	1
	浜名漁業協同組合	1
公募		1
合計		20

中心市街地の区域（立地適正化計画「都市機能誘導区域」と整合）



令和 8 年 1 月 7 日

和地協働センター大規模改修工事について

中央区西行政センター

1 改修工事について

(1) 工事の概要

浜松市公共建築物長寿命化計画に基づく大規模改修工事。市が保有する公共建築物の改修を計画的に実施することで、市民への安全で快適な建築物の提供と長期的な財政負担の軽減・平準化を目的とする。

(2) 実施場所

- ・和地協働センター及び体育館

(3) 改修期間

- ・体育館 : 令和 8 年 2 月 ~ 令和 9 年 6 月
- ・協働センター棟 : 令和 8 年 5 月 ~ 令和 9 年 1 月

2 スケジュール

- ・令和 8 年 2 月 : 体育館貸館休止
- ・令和 8 年 3 月~5 月 : 体育館に仮設事務室、児童室の設置工事
駐車場に仮設講座室の設置工事
- ・令和 8 年 5 月
~令和 9 年 1 月 : 施設貸館及び証明・届出業務休止
- ・令和 9 年 2 月 : 施設貸館及び証明・届出業務再開
- ・令和 9 年 2 月~6 月 : 体育館改修工事
- ・令和 9 年 7 月 : 体育館貸館再開

3 その他

- ・証明・届出業務及び体育館、ホール等貸館業務を休止
- ・改修期間中は講座室、児童室の貸館業務を継続
- ・開館時間 : 午前 8 時 30 から午後 5 時まで
- ・休館日 : 年末年始、日曜日、国民の祝日
- ・予約対象 : 地域住民、普段から利用している団体のみ
- ・予約方法 : 窓口のみ
- ・生涯学習業務は継続
- ・改修期間中に基準を超える大雨が降った場合、和地小学校に緊急避難場所を開設

令和8年度 地域力向上事業 提案募集要項

地域力向上事業とは

市民協働の手法により住みよい地域社会を実現するため、区内の地域資源を活かした事業や課題を解決する事業のことで、公益性のある事業を対象としています。

市民提案による住みよい地域づくり助成事業

地域力向上事業のうち、団体の提案に基づき、市が公益上の必要を認め、団体が主体的に取り組む事業に対し市から補助金を交付することで、効果が期待できる事業のことで、

■募集期間 令和8年1月30日（金）午後5時【必着】

応募に必要な書類を作成した後、令和8年1月16日（金）までに事前相談をしてください。
令和8年4月～5月に事業を開始する場合は、必ず募集期間内にご応募ください。

事業提案から事業の採択・不採択の決定までに2か月程度かかります。
補助金交付決定前に発生した経費は、補助対象外となりますのでご注意ください。
手続きの主な流れは裏表紙を参照してください。

■応募先

事業の実施場所によって書類の提出先が異なります。お気軽にお問い合わせください。

事業の実施場所	庁舎	窓口	TEL
中地域 (旧中区・三方原地区)	浜松市役所本館2階	中央区役所・区振興課	053-457-2210
東地域(旧東区)	東行政センター3階	地域振興	053-424-0115
西地域(旧西区)	西行政センター3階	地域振興	053-597-1112
南地域(旧南区)	南行政センター3階	地域振興	053-425-1120

開庁時間：8時30分から17時15分まで（土日祝日は除く）

※年末年始の閉庁期間は12月27日（土）から1月4日（日）まで

1 応募資格

市内に住所を有するまたは市内で活動する、3人以上で構成された法人その他グループ（以下、団体とする）です。ただし、次に該当する団体を除きます。

- ・事業提案時点において市税の未納がある団体
- ・政治・宗教活動を目的とする団体及び公の秩序に反する団体

原則として1つの提案を複数の区へ提出することはできません。

別紙「地域力向上事業（助成事業）の実施場所の考え方」をご覧ください。

2 対象事業

次に掲げる公益性のある事業で、令和8年度に中央区内で実施される事業とします。

- ① 地域コミュニティづくりに関する事業
- ② 安全安心な地域づくりに関する事業
- ③ 生活改善及び生活環境の向上に関する事業
- ④ 文化・スポーツ・生涯学習の振興に関する事業
- ⑤ 健康・福祉の向上に関する事業
- ⑥ 地域の特性を活かしたまちづくり事業

ただし、次に掲げる事業は対象となりません。

- ・政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業
- ・公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- ・浜松市の他の補助金等の支援を受ける事業
- ・国、他の地方公共団体又は浜松市の外郭団体から別に補助金等の公的支援を受ける事業
- ・施設整備など後年度に維持管理経費が生じる事業
- ・過去に3回採択された事業（3回目まで対象）

※同じ事業を複数の区に対して提案することはできません。

3 事業の実施期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）までの間

4 補助金額

- 補助率：予算の範囲内で補助対象経費の2分の1以内

（千円未満の端数は切り捨て）

※補助金額は、事業採択後に補助対象経費を精査した上で決定します（事業費のすべてが補助の対象となるとは限りません）。

※過去に採択された事業が、再度又は再々度採択された場合は補助率が下がります（再度40%以内、再々度25%以内）。

- 補助対象経費：別紙「補助対象経費」とおり

- 補助限度額：予算の範囲内で上限200万円

- 交付時期：事業の完了後、実績報告書が提出され、交付金額が確定した後に交付します。

5 応募方法

次の必要書類を記入のうえ、各窓口へ持参してください。

(浜松市ホームページから様式ダウンロード可能 で検索)

- ① 事業提案書（第1号様式）
- ② 収支予算書（第2号様式）
- ③ 団体の概要書（第3号様式）
- ④ 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書（補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合）（第4号様式）

6 事業の選定方法

提案いただいた事業は、中央区協議会の各地域分科会の意見を踏まえ、地域力向上事業審査会で地域資源の活用度、地域課題の明確性、事業の妥当性、公益性、財政支援の妥当性などの観点から審査をして、採択・不採択を決定します。

7 結果の通知

提案の採択・不採択は、提出していただいた月の翌々月までにお知らせします。

※採択となった提案は、改めて補助金交付申請書等を提出していただきます。

【過去の主な不採択理由】

- ・商業性が高く、補助金によらず実施できる可能性が高いため。
- ・企業の社会貢献的な意味合いが強く、公益性が低いため。
- ・団体の発表会的な意味合いが強く、多数の一般参加が見込めないため。
- ・有料の習い事との差別化が困難なため。
- ・市がすでに実施している事業と内容が類似しているため。

8 その他

応募により取得した個人情報、応募内容に関する問い合わせや結果の通知など、本件事業に関することに限って利用します。また、提出していただいた書類は返却しません。

事業の完了後、事業の実績について評価し、その結果を浜松市ホームページで公表します。

提案募集のお知らせ

浜松市ホームページ



「事業提案書」等の提出

地域方向上事業審査会にて事業説明

提案内容の検討

地域分科会で協議

提案事業の採択・不採択の決定
「選考結果通知書」の送付

採択の場合

「補助金交付申請書」等の提出

「補助金交付決定通知書」の送付（事業決定）

事業の実施

事業終了後

「実績報告書」等の提出
(事業完了日から60日以内又は年度末いずれか早い日まで)

内容審査

「補助金交付確定通知書」の送付（補助金額確定）

請求書の提出（指定口座への振込み）
(確定通知書受領から7日以内)

事後評価

評価内容は市ホームページ等で公開

提案者

市

2か月程度必要です
事業開始時期に
ご注意ください

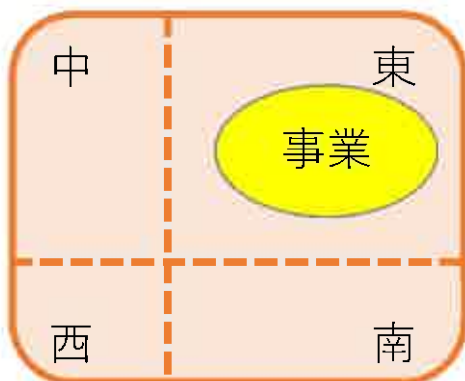
事業決定より前に発生
した経費は補助対象外

事業の内容を変更する
場合（20%超の予算額
の変更を含む）は事前
にご相談ください

請求書を受領してから
振込みまで3週間程度

地域力向上事業（助成事業）の実施場所の考え方

1. 地域内で実施する場合



地域（旧7区）単位での実施を基本としています。
実施地域にある区役所または行政センターで
手続きを行います。

中地域（旧中区・三方原地区） → 中央区役所
東地域（旧東区） → 東行政センター
西地域（旧西区） → 西行政センター
南地域（旧南区） → 南行政センター

申請書類はすべての窓口で提出していただけますが、
手続き担当窓口で提出していただくとスムーズです。

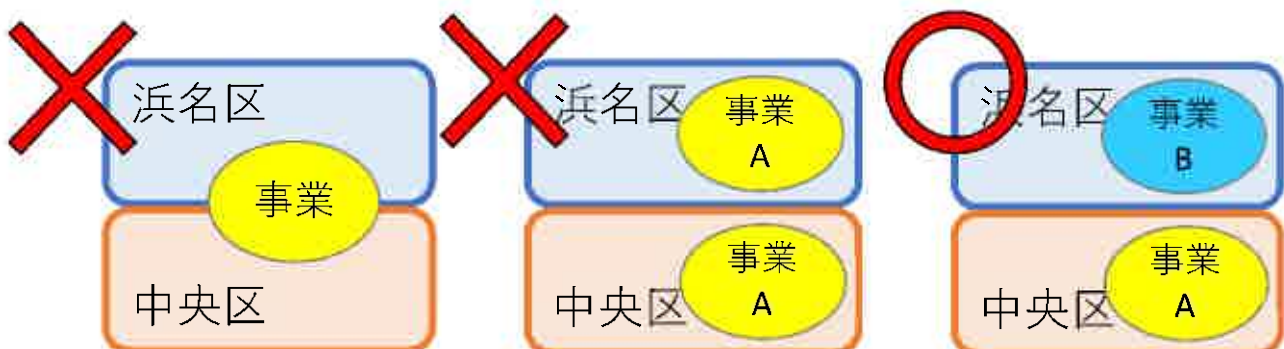
2. 区内で地域をまたいで実施する場合



まずは、主に実施する地域の区役所または
行政センターにご相談ください。

状況により、手続き担当窓口を調整することがあります。

3. 区をまたいで実施する場合



事業の実施場所は行政区内で完結している必要があり、
また同一事業を複数の区に申請することはできません。

<補助対象経費>

経費区分	備考
報償費	<ul style="list-style-type: none"> ・団体構成員以外の出演者等（外部講師、出演者、MC、審判、審査員等）に対する謝礼で、事業規模等に応じ、適正かつ妥当な額 ・団体構成員への支払いは対象外
賃金	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の技量を要する行為又は特別に役務の提供が必要と認められる場合に、事業規模等に応じ、適正かつ妥当な人数・時間の範囲内で実施する経費を対象とする。 ・団体構成員及びアルバイトは、申請時点での静岡県最低賃金を原則とする。 ・団体構成員以外の実施するその他の資格及び特殊技能を要する業務は、専門性に適した金額とする。
旅費 (交通費・宿泊費)	<ul style="list-style-type: none"> ・交通費については、領収書を徴収することが困難な場合は、実費負担分を補助対象とする。 ・団体メンバー以外の出演者等との連絡調整のための交通費及び出演者等の交通費及び宿泊費を対象とする。(※ただし、宿泊費は、宿泊しなければ事業の実施が困難であると認められる場合に限る。) ・視察に関する旅費は対象外 ・宿泊費は、1名1泊10,200円を上限とする。(食事代は対象外)
需用費	<ul style="list-style-type: none"> ・消耗品費、燃料費、食糧費、電気料、ガス代、水道代、印刷製本費、修繕費 ・消耗品は単価5万円(税込)未満のものを対象とする。 ・食糧費は、事業実施に必要と認められるもののみ対象とする。(ウォーキングイベントで参加者の熱中症対策に配布する水など)ただし、主催者側(ボランティア含む)の飲食物は補助対象外とする。
役務費	<ul style="list-style-type: none"> ・電話料、郵便料、クリーニング代、広告料、手数料、保険料
委託料	<ul style="list-style-type: none"> ・事業全てを委託する場合は補助対象外とする。 ・原則3者以上から見積を徴収するものとする。 ・3者以上の見積徴収ができない、または困難な場合は、その理由等をあらかじめ(補助金交付決定後、委託契約締結前)書面(様式は任意)で報告すること。
使用料及び賃借料	<ul style="list-style-type: none"> ・会場使用料、リース料等
原材料費	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の個人、団体のみが利益を受ける資産形成につながるものを除く。
<p>※すべて事業の実施に直接係る経費とする。</p> <p>※事業経費の金額を証する書類(領収書等)を徴収することができないものは補助対象外とする。 (旅費についてのみ、領収書等を徴収できない場合は実費負担分を補助対象とする。)</p> <p>※報償費及び賃金については、補助対象経費の総額の50%を超えないものとする。ただし、市長が特に必要と認める場合はこの限りではない。</p>	

20

愛知7県浜松市中央区
魅力発信事業

天竜川・浜名湖地域12市町村合併
20周年記念

入場
無料

まるっと! グルっと!
中央区

つながるフェスタ

中央区の魅力がまるごと見つかる1日!

2026.2.1日

9:00~14:00 ※雨天決行

会場 浜名湖ガーデンパーク

浜松市中央区村御町5475-1

・駐車場無料・

Point 1

謎解きラリー

チューオーアドベンチャーと一緒に
中央区魅力発見の冒険に
出かけよう!
ゴールしたら、抽選で
豪華景品がもらえる!
※景品はなくなり次第終了となります。



TICKET

抽選で
GET!

Point 2

山下大輝さん トークショー!

大人気声優の山下大輝さんが
地元浜松に!
ここだけの悪い話も聞けるかも!
11:00~ 屋外ステージにて!



Point 3

雄踏歌舞伎 衣装 着付け体験!

江戸時代から伝わる
雄踏歌舞伎。
歌舞伎の文化を
ぜひ生で体験してみてね!!



Point 4

おいしい舞阪まるごと 体験フェアも同時開催!

舞阪エリアの特産物を
たくさん味わえる!
牡蠣剥き体験やおおさ汁試食も!!
※写真はイメージです。





天竜川・浜名湖地域12市町村合併20周年記念事業

第35回

雄踏歌舞伎

定期公演

◆外題◆

一、寿吉例曾我対面 対面の場

(子ども歌舞伎)

二、身替座禅

三、恋飛脚大和往来

新口村の場



入場
無料



令和8年

1月18日 日

開場 10:00 / 開演 10:30

浜松市雄踏文化センター
大ホール (定員: 600名)

浜松市中央区雄踏町宇布見 5427

TEL:053-596-1100

後援: 中日新聞東海本社 / 静岡新聞社・静岡放送

主催: 雄踏歌舞伎保存会「万人講」

【問い合わせ】雄踏歌舞伎保存会「万人講」TEL:053-592-3084

令和七年度 浜松市伝統文化支援事業





食べて、感じて、乾杯!



牡蠣とクラフトビールで乾杯!
舞阪グルメで乾杯!

舞阪の「おいしい」が集まる1日!



豪華景品
が当たる
大抽選会
もあるよ!

2026 **2/1** 日

おいしい海産物や地元特産品・グルメ!

令和7年度浜松市中央区魅力発信事業
「まるっと! グルっと! 中央区つながるフェスタ」同時開催!

時間 / 9:00 ~ 14:00 会場 / 浜名湖ガーデンパーク (浜松市中央区村柳町)

イベント / 物産販売コーナー、牡蠣むき大会、あおさ汁配布 (数量限定)、
令和7年度浜松市中央区魅力発信事業「まるっと! グルっと! 中央区つながるフェスタ」イベントコラボ 謎解きラリー

【主催】おいしい舞阪まるごと体験フェア実行委員会 ((一社)舞阪町観光協会、浜名商工会、浜名漁業協同組合、舞阪町養かき組合、舞阪町海苔組合、浜名湖養魚漁業協同組合)
【共催】浜松市 〔後援〕静岡新聞社・静岡放送、中日新聞東海本社 〔事務局〕(一社)舞阪町観光協会 〒431-0214 浜松市中央区舞阪町井天島3775-2 TEL:053-592-0757
※会場ではアルコール販売がございます。飲まれる方は公共交通機関をご利用いただくなど、飲酒運転はやめください。

おいしい海産物や家族で楽しめるイベントが盛りだくさん!

あたってうれしい! もらっておいしい!



2026

2/1日

9:00 ~ 14:00

会場 浜名湖ガーデンパーク イベント広場

舞阪まるごと大抽選会!

地場産の豪華景品が当たる大抽選会!

開催時間 / ①10:30 ~ ②13:00 ~

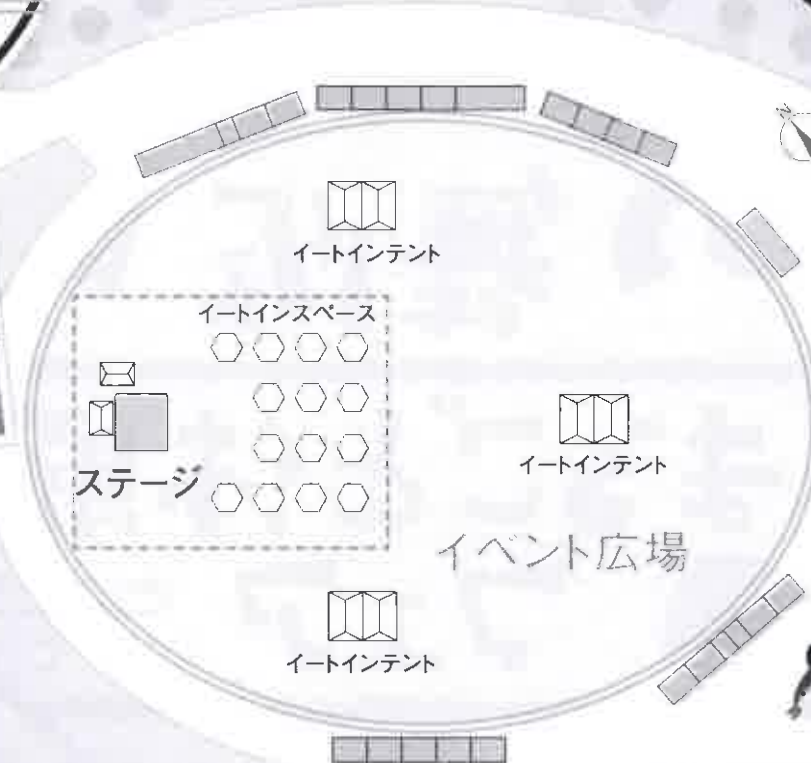
イベント会場内で500円以上のお買い物をすると抽選券がもらえます!



MC 小沼みのり

中央芝生広場

←北駐車場方面



イベントスケジュール

時間	イベント
10:00~10:30	牡蠣むき大会
10:30~ なくなり次第終了	あおさ汁配布
11:00~12:00	大抽選会
12:30~13:00	牡蠣むき大会
13:00~14:00	大抽選会

スケジュールは変更する場合があります。予めご了承ください。

展望塔方面

アルコール & 牡蠣グルメ!!

OYSTER & BEER

牡蠣とクラフトビール 舞阪グルメで乾杯!

舞阪産の牡蠣殻を再利用した地元クラフトビール「ミネラルブリュー」と舞阪産の牡蠣など、舞阪グルメと一緒に楽しみください。

SNSキャンペーン同時開催

当日の様子をSNSに発信して景品を当てよう!

牡蠣むき大会

開催時間 / ①9:45 ~ ②11:45 ~

場所 / ステージ

誰でも参加OK! 牡蠣むきのスピードを競おう!

参加者にはもちろん 牡蠣料理引換券 プレゼント!

あおさ汁 配布

なくなり次第終了

イベント会場内で500円以上のお買い物をされた方に引換券を差し上げます。引換券を総合受付にお持ちください。配布チケットと交換します。

数量 限定

舞阪グルメを堪能しよう! 海産物・特産品 グルメブース

舞阪産の海産物をはじめ、たくさんのグルメブースなどが大集結!

景品あり!

令和7年度浜松市中央区魅力発信事業

「まるっと! グルっと! 中央区つながるフェスタ」イベントコラボ

謎解きラリー

会場内に謎解きの手がかりが...!